

ベビーシッター派遣事業割引券(2200円)本券

▲交付時事業主記入欄

交付日 平成 年 月 日 ()
承認番号 承認事業主名 印
フリガナ 労働者氏名 (被保険者証名)

♥利用時労働者(利用者)記入欄

利用日 平成 年 月 日 ()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

発行番号
有効期間 平成29年 3月31日

〈ご確認ください〉
 ・交付日、労働者氏名は記入されていますか ・事業主印は押印されていますか
 ・1家庭1日(回)1枚の利用ですか ・自宅での利用ですか
 ・夫婦共に就労時の利用ですか

発行番号

♣利用時ベビーシッター記入欄

ベビーシッター名
利用場所 都・道・府・県

◆利用後ベビーシッター事業者記入欄

認定番号 ベビーシッター事業者名 印
利用料金 円

発行番号 ベビーシッター派遣事業 割引券交付用半券

▲交付時事業主記入欄
交付日

平成 年 月 日 ()
労働者氏名(被保険者証名)

♠利用後事業主記入欄
利用日

平成 年 月 日 ()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

就労確認及び 利用日時の報 告用半券との 照合確認	確認印(担当者印)
------------------------------------	-----------

承認番号
有効期間 平成29年 3月31日

発行番号 ベビーシッター派遣事業 割引券使用報告用半券

▲交付時事業主記入欄
労働者氏名(被保険者証名)

平成 年 月 日 ()
労働者氏名(被保険者証名)

♣利用時ベビーシッター記入欄
利用日

平成 年 月 日 ()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

ベビーシッター名
ベビーシッター事業者名

承認番号
有効期間 平成29年 3月31日

発行番号 ベビーシッター派遣事業 割引券使用報告用半券

▲交付時事業主記入欄
労働者氏名(被保険者証名)

平成 年 月 日 ()
労働者氏名(被保険者証名)

♣利用時ベビーシッター記入欄
利用日

平成 年 月 日 ()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

ベビーシッター名
ベビーシッター事業者名

承認番号
有効期間 平成29年 3月31日

ベビーシッター派遣事業割引券(2200円)本券

▲交付時事業主記入欄

交付日 平成 年 月 日 ()
承認番号 承認事業主名 印
フリガナ 労働者氏名 (被保険者証名)

♥利用時労働者(利用者)記入欄

利用日 平成 年 月 日 ()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

発行番号
有効期間 平成29年 3月31日

〈ご確認ください〉
 ・交付日、労働者氏名は記入されていますか ・事業主印は押印されていますか
 ・1家庭1日(回)1枚の利用ですか ・自宅での利用ですか
 ・夫婦共に就労時の利用ですか

発行番号

♣利用時ベビーシッター記入欄

ベビーシッター名
利用場所 都・道・府・県

◆利用後ベビーシッター事業者記入欄

認定番号 ベビーシッター事業者名 印
利用料金 円

発行番号 ベビーシッター派遣事業 割引券交付用半券

▲交付時事業主記入欄
交付日

平成 年 月 日 ()
労働者氏名(被保険者証名)

♠利用後事業主記入欄
利用日

平成 年 月 日 ()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

就労確認及び 利用日時の報 告用半券との 照合確認	確認印(担当者印)
------------------------------------	-----------

承認番号
有効期間 平成29年 3月31日

注意事項

- 本券は、労働者氏名欄に記載されている労働者本人が使用できます。
- 本券は、配偶者の就労または配偶者の病気入院等により、ベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること（職場への復帰を含む）が困難な場合に限り使用できます。
- 本券は、1家庭につき1日(回)1枚使用できます。1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。
- 本券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のために1年間に4枚まで使用できます。
- 本券は、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、送迎の場合、家庭と保育所等との送迎であって施設間の送迎や同一家庭以外の子を含む送迎は含みません。なお、送迎の場合でもベビーシッターの保育記録は必要です。
- 本券は、ベビールーム（ベビーシッター事業者が運営するものを含む。）等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。
- 本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。
- 本券を、他の人に譲って使用させることはできません。
- 本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日ではなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。
- 本券は、事業主、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。
- 本券の再発行は行いません。



公益社団法人
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

注意事項

- 本券は、労働者氏名欄に記載されている労働者本人が使用できます。
- 本券は、配偶者の就労または配偶者の病気入院等により、ベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること（職場への復帰を含む）が困難な場合に限り使用できます。
- 本券は、1家庭につき1日(回)1枚使用できます。1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。
- 本券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のために1年間に4枚まで使用できます。
- 本券は、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、送迎の場合、家庭と保育所等との送迎であって施設間の送迎や同一家庭以外の子を含む送迎は含みません。なお、送迎の場合でもベビーシッターの保育記録は必要です。
- 本券は、ベビールーム（ベビーシッター事業者が運営するものを含む。）等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。
- 本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。
- 本券を、他の人に譲って使用させることはできません。
- 本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日ではなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。
- 本券は、事業主、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。
- 本券の再発行は行いません。



公益社団法人
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

注意事項

- 【ベビーシッター利用前】
事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。
事業主は、割引券の交付時に、労働者氏名を記入してください。

- 【ベビーシッター利用後】
労働者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名を記入してもらい速やかに事業主に提出してください。

- 【割引券使用後】
使用済みの報告用半券は、事業主が保管してください。



〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

注意事項

- 【ベビーシッター利用前】
事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。
事業主は、割引券の交付時に、労働者氏名を記入してください。

- 【ベビーシッター利用後】
労働者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名を記入してもらい速やかに事業主に提出してください。

- 【割引券使用後】
使用済みの報告用半券は、事業主が保管してください。



〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

注意事項

- 【ベビーシッター利用前】
事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。
事業主は、割引券の交付時に交付日、労働者氏名を記入してください。
事業主は、全国保育サービス協会に提出する下記報告日まで、大切に保管してください。

- 【ベビーシッター利用後】
事業主は、労働者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、就業のための利用であることを確認したうえで、この交付用半券に利用日、利用時間を記入し、照合印を押印してください。（照合印は、担当者届印と同一とします。）

- 【協会への報告】
事業主は、利用日時等記載済みの交付用半券と整理した割引券台帳の写しを、年2回(10月15日及び翌年4月15日まで)協会に提出してください。



〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

注意事項

- 【ベビーシッター利用前】
事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。
事業主は、割引券の交付時に交付日、労働者氏名を記入してください。
事業主は、全国保育サービス協会に提出する下記報告日まで、大切に保管してください。

- 【ベビーシッター利用後】
事業主は、労働者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、就業のための利用であることを確認したうえで、この交付用半券に利用日、利用時間を記入し、照合印を押印してください。（照合印は、担当者届印と同一とします。）

- 【協会への報告】
事業主は、利用日時等記載済みの交付用半券と整理した割引券台帳の写しを、年2回(10月15日及び翌年4月15日まで)協会に提出してください。



〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456
ホームページ <http://www.acsa.jp/>